

## 三、「地方分権化」と都督制

石井 仁

はじめに

三国から唐の時代にかけて、「使持節都督諸軍事」、略して都督という官職・制度がおこなわれ、その全盛期ともいうべき魏晋南北朝では、中央・地方、あるいは中国内地・外国を問わずに設置された。

第一に、都督中外諸軍事（＝中外都督）は、『魏志』巻九・曹爽伝に、

（明）帝寢疾、乃引爽入臥内、拜大將軍、假節鉞、都督中外諸軍事、録尚書事、與太尉司馬宣王並受遺詔輔少主（二三九年）。

とあって、魏の明帝（在位二二六～二三九）の顧託を受けた曹爽（？～二四九）が任ぜられたように、輔政の宰相の職である。南北朝時代になると、『旧唐書』巻一・高祖紀・義寧元年（六一七年）十一月甲子の条に、

隋帝詔加高祖假黃鉞・使持節・大都督内外諸軍事・大丞相、進封唐王、總録萬機。

とあるように（隋の始祖である楊忠の諱を避け、「内外」と改称した）、革命などの際、次期皇帝が即位直前に任命される、特別な官職と位置づけられ、隋唐革命まで続いた。

第二に、地方に派遣される都督諸州諸軍事（＝州都督）は、『魏志』巻二十七・王基伝に、

（文）欽等已平（二五五年）、遷鎮南將軍、都督豫州諸軍事、領豫州刺史、進封安樂鄉侯。……以淮南初定（二五八年）、轉基爲征東將軍、都督揚州諸軍事、進封東武侯。……甘露四年（二五九年）、轉爲征南將軍、都督荊州諸軍事。

とあるように、將軍や州刺史などを兼務して、駐屯地に軍府（＝都督府）を開き、管轄区域（＝都督区）の行政と軍事を一手に掌握した。魏の都督は四征・四鎮將軍（功績に応じて、大將軍以下の比公將軍や三公に昇進することもある）を帯びるのが慣例で、①都督河北諸軍事・征北將軍（もしくは鎮北將軍、以下も同じ）は薊（現在の北京市）に、②都督揚州諸軍事・征東將軍は壽春（安徽省淮南市）に、③都督荊州諸軍事・征南將軍は宛（河南省南陽市）もしくは新野（同上新野県）、襄陽（湖北省襄樊市）に、④都督雍涼二州諸軍事・征西將軍は長安に駐屯した。

なお、州都督（および刺史）は隋唐の地方行政制度にも継承され、『李文公集』巻十一・徐公（徐申）行状に、

遷朝散大夫・使持節都督邕州諸軍事守邕州刺史・本管經略招討使、御史中丞・賜紫（金魚袋）如初。是歲、貞元十七年（八〇一年）也。……其明年制、遷使持節都督廣州諸軍事守廣州刺史・兼御史大夫・充嶺南節度觀察處置本管經略等使、散官如故。

とあるように、唐後半期の節度使体制下においてもなお、使職との兼任という形式をとりつつ残存した。

第三に、冊封を受けた外国の君主もまた、『宋書』卷九十七・夷蛮伝・倭国の条に、

興死、弟武立、自稱使持節・都督倭百濟新羅任那加羅秦韓慕韓七國諸軍事・安東大將軍・倭國王。順帝昇明二年（四七八年）、…詔除武使持節・都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六國諸軍事・安東大將軍・倭王。

とあるように、四征將軍ならびに支配地域や民族名などを含む都督号を授与され、これらが中国を中心とする東アジア世界の国際秩序を表現した。なお、『新唐書』卷一百十五上・突厥伝上に、

於是突厥盡爲封疆臣矣（高宗永徽元年、六五〇年）。始置單于都護府、領狼山・雲中・桑乾三都督、蘇農等二十四州。瀚海都護府領金微・新黎等七都督、仙萼・賀蘭等八州、即擢領酋爲都督・刺史。

とあり、また、『旧唐書』卷十五・憲宗紀下・元和七年（八一二年）六月己卯の条に、

以新羅大宰相金彦昇（憲德王、在位八〇九〜八二六）爲開府儀同三司・檢校太尉・使持節大都督雞林州諸軍事雞林州刺史（六六三年、新羅國を雞林大都督府と改めた）・兼寧海軍使・上柱國、封新羅國王。

とあるように、唐のいわゆる羈縻政策の根幹となったのも都督府（ならびに州）である。

このほか、特定の軍事作戦を指揮する都督征討諸軍事、都督前鋒諸軍事など（＝征討都督）、あるいは首都防衛のために臨時に置かれた都督城内諸軍事、都督宮城諸軍事などのようなものもあった。

このように、さまざまな様相を呈した都督制は単なる政治・軍事制度ではなく、それゆえ国家秩序や政治権力の在り方、あるいは個々の

政治史とも密接に関わり、多くの研究によって、直接的・間接的に取りあげられてきた。わけでも、魏晋南北朝の州都督は地方統治の根幹をなすとともに、しばしば反乱ないし新政権樹立の舞台ともなったことから、関連史料も比較的豊富であり、したがって、都督制研究と言えば、魏晋南北朝時代の州都督をさすのが一般的である<sup>33</sup>。

#### 一、都督制研究の回顧と展望―「地方分権」の視点から見た

『清国行政法』（臨時台湾旧慣調査会、一九一四年）は、台湾總督府の委嘱をうけた織田萬、狩野直喜らを中心に編纂され、清朝制度を網羅した労作であるが、歴代諸制度の沿革も正確に記され、中国法制史研究の先駆けとなった。本書の第一卷（汎論）下・第二篇「行政組織」第四章「地方官庁」には、「魏以後隋以前」の「上級地方官庁」について、次のように記述されている（原文は片仮名、下も同じ）。

魏及晋は刺史をして専ら治民の事を掌らしめ、戎政の爲には別に官を設け、名づけて都督諸州軍事と曰へり。但要地の刺史は多くは都督を兼任し、自餘の刺史は單車刺史と稱し以て之を別てり。

其刺史にして都督を兼ねる者は文武を統括し、權力の優重なること、後の督撫に類するものありしか。…又都督に三階あり。上は使持節を加へ、持節を加へ、次は假節を加へ、其使持節たる者は二千石以下を殺すの權を有せりと云ふ。

都督を「督撫」、すなわち明清時代の總督・巡撫に「類する」制度と理解しているのが目を引く。第一卷上・第二篇「行政組織」第一章「概論」の、

今日の地方制度は蓋し元朝に始まり。其行中書省を全國に設け、中央政府と相並びて地方の政務を統轄せしめたるは、實に極端な

る地方分権制度を樹立したるの濫觴なり。明朝の初め姑く此制度を罷めて中央集権の實を擧げんことを勉めたれども、中葉以後、督撫を設くるに及び、地方官の權勢漸く重く、清朝に至りては督撫制度を確定し以て國家の恒例とし、略元朝の舊態に復せり。想ふに、支那の如き版圖の大なる國に在りて畫一の統治を爲すこと能はざるは固より自然の勢にして、秦漢以降唐宋に至る時代に於ても國政の統一ありしと云ふは、只名義上に止まり、未だ真正なる集権國家を組織するには至らざりしが如し。……事实上督撫は一省行政の全權を掌握するものと謂ふべし。是れ古來馴致せられたる大勢にして、余輩が以て分権國家の制度を採用せるものとするは、即ち之が爲めなり。

という叙述に端的に示されるように、帝政中国に対する、本書の基本的な認識は「分権國家」である。この体制は、元朝のとき、「行中書省（＝行省）を全國に設け」たことにさかのぼり、清朝における「督撫制度の確定」によって完成したのだという。本書が、「一省行政の全權を掌握する」総督・巡撫を「分権國家」体制を決定づけた制度と理解していたとすれば、これに類似する都督もまた、魏晉南北朝時代の政治的分裂ないし「地方分権化」を象徴する制度と理解していたのは明らかである<sup>(4)</sup>。

都督や行省、総督・巡撫のような地方行政機関を、伝統的に「方鎮」または「藩鎮」などという。『新唐書』に初めて採用された方鎮年表は、言うまでもなく、これ以前の正史には存在しない。清の萬斯同『歷代史表』は『後漢書』から『五代史』までの正史が欠く表を補ったもので、後漢末以降の方鎮年表も収められている。吳廷燮『歷代方鎮年表』(五十六卷、一九三五〜三六年刊)も伝統的なスタイルを踏襲し、ともすれば、単なる工具書と見られがちであるが、実はそれまでの方

鎮年表の水準を凌駕する、本格的な制度史研究の内容を備えている<sup>(5)</sup>。『三國方鎮年表』序録に、

方鎮之制、曹魏始詳。都督治軍、蓋如總督、刺史治民、蓋如巡撫。とあるように、方鎮の制度は「曹魏」から始まるとし、都督を「総督」、刺史を「巡撫」と対比させている。『清国行政法』の理解を彷彿とさせるが、叙録(カッコ内は割注)に、

惟茲中國、幅員廣大、人民蕃庶、中央之力、難于獨理。唐虞・三代、則爲諸侯、漢晉至今、則爲方鎮(漢曰刺史・州牧、魏晉曰都督・刺史、宋齊梁陳元魏北齊同之、周隋曰總管、唐初都督、後曰節度使・觀察使、宋曰安撫使・馬步軍都總管、南宋曰制置使・安撫使、金曰都總管、元曰行省、明曰總督・巡撫。名稱以時、往往而異、其實一也)、分土分民、所由成治。

と述べるように、帝政中国を貫く支配原理は「分土分民」であり、これを具現化した統治機関が「方鎮」に他ならないというのである。本書には國家防衛の観点から、半独立的な方鎮の存在を是認するような記述もあり、吳廷燮が都督を含む方鎮を地方分権の視点からとらえていたことはまちがいない。

方鎮研究を近代歴史学の水準に高めたのが、嚴耕望『中国地方行政制度史』上編卷中(上下冊)魏晉南北朝地方行政制度(中央研究院歷史語言研究所專刊四五、一九六三年)である。吳廷燮も東晉南朝の重鎮が複數州の都督を兼任していることに気づいたが、嚴耕望はこれを「都督区」、その中心機関を「都督府」と規定し、魏晉南北朝時代の行政区画は、州郡県の上に都督府を加えた「四級制」であったと看破した(本書上冊第一章「行政區畫」)。さらに、従来の方鎮研究ではほとんど顧みられなかった属官に注目し、それらの復原につとめ、都督府は府・州二系統(荊州都督が兼ねる護南蛮校尉などの「蛮府」も

加えれば三系統）からなる巨大な組織であり、名実ともに地方統治の拠点だったことを立証したのである。そのいっぽう、嚴耕望は方鎮を「中央分鎮制度」と総括し、地方行政の「退化現象」と激しい批判を浴びせている。このことは、かれの研究の出発点が方鎮、ひいては民国期の軍閥支配に対するアンチテーゼだったことを窺わせている。

宮崎市定『九品官人法の研究―科挙前史』（東洋史研究会、一九五六年）は、貴族制研究の基礎を築いた名著であり、論点は多岐にわたるが、魏晋南朝の地方行政制度に限って言えば、第三章第五節「軍府僚属殊に參軍の發達」に整理されており、都督府を中心とする「地方軍府」の發達を六朝期特有の政治現象ととらえる。さらに、嚴耕望の府州僚佐研究も發展的に継承し、長史・司馬・參軍などの上級府官、および別駕從事史などの上級州官を貴族官制に位置づけた（清濁の解明など）。そのうえで、

後にはこの出先機關があまりに強大であつたために、或いは中央に干渉し、或いは叛亂、革命の據點となつて中央政府を悩ます結果を引起了。……都督府には異郷から來て就職し、……もつと有利な地位に轉出しようという文官參軍の外に、中央政府に出ようとしても背景がないために……近い所で我慢して「清官ではないが、武官の要職であつた中兵」參軍などに就職する土着官僚があつたのである。……都督府の實權は反つてこういう土着官僚の手にあつたと見ることもできるので、これが時に分裂の素因となつて作用することがある。

と述べ、都督府の権力構造から、当該時期の政治的分裂の背景を説明しようとした。これによって、宮崎は自身が立脚する六朝中世説を補強すると同時に、都督府の動向が中央の政治と密接にリンクしていたことを示唆し、以後の魏晋南北朝史研究に多大な影響を与えることに

なつた。

おなじころ、越智重明も東晋南朝の地方統治の問題を様々な角度から検証していた<sup>(2)</sup>。かれの基本的な理解は、『岩波講座世界歴史(旧版)』の担当部分「南朝の国家と社会」（同書五・東アジア世界の形成Ⅱ、一九七〇年）に総括されていると考えられるが、それによれば、將軍号を帯びた刺史に「州將」、嚴・宮崎が都督府と規定した府州兩組織の連合体に「州鎮」という呼称を与え、都督ではなく、州刺史を地方統治の中心と見なしたことに特徴がある。魏の四征將軍を「地方管轄の最高軍事官」と規定するのも独特の理解であり、のちに小尾孟夫との論争を捲き起こすことになる<sup>(3)</sup>。ただし、

都督制度は、地方勢力の統合的結集の必要性などを背景としつつ、若干の有力州の州將が恒常的に一定範囲の都督州をもつ制度を生み出すに至つたが、……「都督」（である州將）と「屬州」の州將との支配・服従關係は、どちらかといえば両者の個人的な人的關係……を是非とも必要とするものであつたとされよう。……東晋南朝の州鎮の官僚機構は自律的・独立的傾向を有するが、それは州將と部下との「恩恵」と「報恩」との關係に基づくところが大きい。

と述べるように、越智は都督制度が一種の主従關係によつて支えられていたと理解する。当時の社会全般に封建制的な主従關係を想定するのは、六朝中世説の特徴である。越智は必ずしも六朝中世説に与しないうが、あくまでも官界に限り、皇帝支配を分断する、私的な結合關係の存在を認めたのである。

都督府が政治上重要な役割を果たしていたことは、ほぼ共通の理解となり、政治史研究に有力な分析の視点を加えることになった。ことに、川勝義雄と安田二郎は都督府の動向（長官や幕僚の人事なども含

む)を分析のひとつの柱とする政治史研究の手法を確立した。川勝は「封建制に傾斜」していた後進地域の江南を貴族制がおおってゆくさまを、世襲都督など孫呉特有の制度、東晋元帝の建康軍府による江南の制圧過程を通して描きだし、ついで東晋の北府、あるいは梁末の地方軍府の動向などを通して、寒門寒人(下級士族と庶民)の擡頭による貴族制の変質・解体を説明しようとした。川勝の都督に対する認識をよく表していると思われる記述をひとつ紹介しておく。

この記事『周書』巻四十六・杜叔毗伝に見える、梁の王侯の軍府で起こった参軍同士の武力抗争)は、軍府においてのおおの部曲数百人を領した参軍クラスの勢力が、軍府の政策決定に強い影響力を及ぼしたことを示している。……(侯景の乱における)首府防衛戦の間に、帝国軍隊は四方から救援にかけつけた。その数は百万と号するにもかかわらず、……侯景に対する攻撃は散発的にしか行なわれず、統制ある行動は何ひとつ行なわれなかった。……それは先に述べたように、……それぞれの軍府はもはや長官たる王侯の統制力では動かず、逆にむしろ王侯が麾下諸集団の實力に依存し、その利害に動かされる状態になっていたということから説明する方が、より一層理解しやすいと思うのである。

いっぽうの安田は南朝宋の彭城王劉義康の変、おなじく晋安王劉子勳の反乱、蕭道成の宋齊革命、蕭衍の齊梁革命などを手がかりに、南朝の地方軍府が寒門寒人層を糾合し、反乱・革命の拠点となっていた事実を明らかにした。

以上、都督制に関する主要な研究を、「地方分権」ないし政治的分裂の視点から整理してきた。論者の多くは都督制を「地方分権」のために作られた制度、政治的分裂から生まれた制度、もしくは分裂割拠を誘発した制度と見なしている。しかし、冒頭でも指摘したように、

都督制は単なる軍事制度ではない。むしろ軍事制度の枠組みでとらえる限り、暴力性、無秩序性、あるいは虚構性だけが際立つことになってしまう。いったん、軍事という前提を取り払い、都督制が時間(後漢末〜唐末)と空間(中国〜アジア全域)を越えて存続した理由はない。なぜか、という本源的な問いに立ち返る必要があるように思われる。本報告では、以上のような都督制研究の現状をふまえ、中央集権もしくは中央政府による地方統制という視点からアプローチを試みる。具体的には、第一に秦漢以来の地方行政制度の変遷を通して、権力機構としての都督の性格を位置づけ、第二に都督の権限について法制的な視点から再検討を加えつつ、都督制が果たした機能・役割について再評価したいと思う。

## 二、都督前史―後漢末の牧伯制

秦の始皇帝は、中国を統一(西暦紀元前二二二年)すると、三十六の郡を置く。一郡は十〜二十程度の県からなる(郡県制)。郡の行政長官は郡太守、県のそれは県令もしくは県長というが、いずれも中央から派遣される高級官僚である。さらに、前漢の武帝(在位前一一一〜前八七)の時、全国を十三の州に分け、州ごとに刺史という監察官を派遣し、地方官の勤務状況を報告させた(長安・洛陽を含む首都圏、およびその長官は特に司隸校尉という)。はじめ刺史(秩六百石)の官僚身分は郡太守(秩二千石)よりも低く、職権も限定されていたが、しだいに一般行政にも関与するようになる。

ただし、場合によっては、一種の軍政がしかれることがあった。第一に、遊牧民族が雑居する西北の辺境地帯である。ことに、後漢の初め、遊牧国家の匈奴が内戦の末に分裂し(四八年)、遊牧諸民族が中

国に服属すると、長城に沿うように、東から、

①護烏桓校尉：四九年設置。幽州上谷郡甯県に駐屯し、烏桓・鮮卑を統治。

②使匈奴中郎将（もしくは護匈奴中郎将）：五〇年設置。并州西河郡美稷県に駐屯し、南匈奴（南单于の統治権が認められていた）の動向を監視。

③護羌校尉：三三年設置、七六年以後常設。涼州金城郡令居県、隴西郡狄道県などに駐屯し、羌・氐を統治。

という三つの機関が設けられ、さらに、

④度遼將軍：六五年設置。并州五原郡曼柏県に駐屯。西北辺境の最高長官の職。

が設置される。將軍はもとより、中郎将・校尉も本来は軍隊を統率する武官職名である。各機関には軍隊が常備され、強圧的な支配がおこなわれた。なお、度遼將軍は、前漢の范明友（霍光の女婿、？～前六六）が任ぜられたのが始まりであるが、常設の職ではなく、かれ以外の任官者もいなかった。また、護烏桓校尉以下は、前漢武帝時代の創設にかかると伝えられているが、実態は不明で、やはり本格的な設置は後漢初期と考えられる。

第二に、暴動や騒乱が複数の州郡にまたがり、長期化した時、中央から臨時の監察官が派遣される。「督軍」という権限が付与されたので、「督軍諸使」あるいは「監軍使者」と総称される。これについては後に詳述する。

結論を言えば、以上の二系統の官職・機関が都督制の源流であり、いずれも、皇帝から全権を委任されたことを示す、「節」という旗状の器物を授けられていた。節を授けることを「假節」といい、被授与者が官位を名のる（記す）際には「使持節」と称する。このような軍

政機関の中国内地への常設、それは後漢末に始まる内戦を契機に焦点を結ぶことになった。

光和七年（一八四年）、太平道教団が世直しを唱え、一斉蜂起した。いわゆる黄巾の乱である。反乱は一年たらずで鎮圧されるが、漢王朝の権威は失墜し、動乱は全土に波及する。この事態をうけて、後漢朝廷は体制の延命を図り、種々の改革を断行する。その柱となったのが、中平五年（一八八年）における西園軍（全国から精鋭を選抜し、靈帝みずから無上將軍と称して統率しようとした親衛隊）の創設、および牧伯（＝州牧）制の施行である。

後者の州牧が都督制の前身となる制度である。前述のように、もともと州刺史は監察官にすぎなかったが、後漢中頃から、次第に地方行政に介入するようになる。このような現状をふまえ、州単位の広域的な行政ブロックをつくって地方統制を強化し、動乱の拡大に歯どめをかけようというのである。牧伯設置の建白をしたのは太常の劉焉（？～一九四）であったが、自身、益州牧（かれの死後、子の劉璋が継承）に起用される。このほか劉虞（？～一九三）が幽州牧に任ぜられた。董卓の乱（一八九年）以降、袁紹（？～二〇二）が冀州牧（子の袁尚が継承）、劉表（一四二～二〇八）が荊州牧（子の劉琮が継承）、曹操（一五五～二一〇）が兗州牧（のちに冀州牧に転じ、かれの死後、子の曹丕が継承）となり、赤壁の戦（二〇八年）後、劉備（一六一～二三三）と孫権（一八二～二五二）も州牧の地位を手に入れた。

『魏志』卷一・武帝紀・初平元年（一九〇年）正月の条に、

後將軍袁術、冀州牧韓馥、豫州刺史孔伋、兗州刺史劉岱、河内太守王匡、渤海太守袁紹、陳留太守張邈、東郡太守橋瑁、山陽太守袁遺、濟北相鮑信同時俱起兵、衆各數萬、推紹爲盟主。

とあり、あるいは、『魏志』卷八・陶謙伝に、

會徐州黃巾起、以謙爲徐州刺史、擊黃巾、破走之。董卓之亂、州郡起兵、天子都長安、四方斷絕。謙遣使問行、致貢獻、遷安東將軍・徐州牧、封溧陽侯。

とあるように、記録上、州刺史と州牧は厳密に区別されている。このことは、単なる名称の変更ではなかったことを示している。『吳志』卷一・孫討逆伝注引『江表伝』に、孫策が曹操と結んだとき（一九七年）のこととして、

建安二年夏、漢朝遣議郎王誦奉戊辰詔書曰、……又詔敕曰、「故左將軍袁術不顧朝恩、坐創凶逆、……定得使持節・平東將軍・領徐州牧・溫侯（呂）布上術所造惑衆妖妄、知術鴟鼻之性、遂其無道、修治王宮、署置公卿、郊天祀地、……其亟與布及行吳郡太守・安東將軍陳瑀戮力一心、同時赴討。」

とあり、『魏志』卷三十・烏丸鮮卑伝注引『英雄記』に、袁紹が三郡烏丸（＝烏桓）と結んだとき（一九九年頃）のこととして、

（袁）紹遣使即拜烏丸三王爲單于、皆安車・華蓋・羽旄・黃屋左纛。版文曰、「使持節・大將軍・督幽青并・領冀州牧・阮鄉侯（阮鄉侯の誤り）紹、承制詔遼東屬國率衆王領下・烏丸遼西率衆王蹋頓・右北平率衆王汗盧。……」

とあるように、呂布（？～一九八）の正式な官位は「使持節・平東將軍・領徐州牧・溫侯」、袁紹のそれは「使持節・大將軍・督青幽并三州諸軍事・領冀州牧・邳鄉侯」だったことが確認される。また、同上卷六・劉表伝に、

以大將軍掾爲北軍中候。靈帝崩、代王叡爲荊州刺史。……李傕・郭汜入長安、欲連表爲援、乃以表爲鎮南將軍・荊州牧、封成武侯、假節。

とあるように、劉表は荊州刺史から「鎮南將軍・荊州牧・成武侯」に

昇進したとされるが、『蔡中郎集』卷六所収『劉鎮南碑』（ただし、蔡邕の作品ではない）には、

君諱表、字景升、山陽高平人也。……辟大將軍府、遷北軍中候、在位十旬、以賢能特選拜、刺史荊州、初平元年（一九〇年）十一月到官。……即遷州牧、又遷安南將軍、領州如故。……遣御史中丞鍾繇即拜鎮南將軍、錫鼓吹・大車、策名褒崇、謂之伯父。置長史・司馬・從事中郎、開府辟召、儀如三公。上復遣左中郎將祝耽授節、以增威重、并督交揚二州、委以東南。

とあるから、最終的な官位は「使持節・鎮南將軍・開府儀同三司・督交揚二州諸軍事・領荊州牧・成武侯」だったと推定される。

以上を整合的に考えるならば、州刺史に、督軍（範圍は複数州にまたがる場合もある）、および將軍を兼任させたものが、権力機構としての州牧の実体であったことがわかる。権威を高めるために、九卿とおなじ秩中二千石、および列侯の爵位も無条件で授与された。このほか、劉表のように「開府儀同三司」（太尉・司徒・司空の三公に準じて幕府を開くことのできる特権）を許されるもの、さらには、『後漢書』列伝六十三・劉虞伝に、

朝廷以虞威信素著、恩積北方、明年（二八八年）、復拜幽州牧。……虞到薊、罷省屯兵、務廣恩信。……又設賞購（張）舉・（張）純（ともに反乱指導者）、舉・純走出塞、餘皆降散。……靈帝遣使者就拜太尉、封容丘侯。及董卓秉政、遣使者授虞大司馬、進封襄賁侯。

とあり、幽州牧の劉虞（史料には見えないが、將軍号を帯びていたことはまちがいない）が太尉、大司馬に昇進したように、三公そのものを兼任する州牧もあった。冀州牧の袁紹が任命された大將軍は、この当時、三公よりも位が高い。

同上列伝六十二・董卓伝に、

(中平二年、一八五年) 朝廷復以司空張温爲車騎將軍、假節、…  
…并諸郡兵步騎合十餘萬、屯美陽、以衛園陵。…三年春、遣使者持節就長安拜張温爲太尉。三公在外、始之於温。

とあるように、州牧の設置に先だつこと約二年、涼州の反乱討伐に派遣された張温(？〜一九一)は、駐屯先の長安で太尉を拝命した。朝廷にあつて天子を補佐すべき三公が、地方に駐留する將軍に授けられたのである。州牧の本質は、ここに見てとることができる。地方統治のために都を下つた宰相、それが州牧の正体だつたように思われる。魏蜀呉の三国も、州牧の権力から発展した政權である。もちろん、内戦の激化による結果とも言えるが、必要以上に州牧に權威を与えたこと、かつその専權を阻止する仕組みが整えられていなかったことが大きな原因である。この欠陥を修正したものが、都督制にほかならない。<sup>(三五)</sup>

### 三、都督制の成立過程

『隸釈』卷十九に載せられる『魏公卿上尊号奏』は、漢魏革命の直前、魏王曹丕に受禪を要請する魏国閣僚の上表文である。その冒頭部分は次のとおりである(カッコ内は筆者が補つた部分)。

相國・安樂鄉侯臣(華)歆、大(「太」)尉・都亭侯臣(賈)詡、  
御史大夫・安陵亭侯臣(王)朗、使持節・行都督督軍・車騎將軍  
■(「↓陳侯」)臣(曹)仁、輔國將軍・清苑亭侯臣(劉)若、虎  
牙將軍・南昌亭侯臣(鮮于)輔、輕車將軍・都亭侯臣(王)忠、  
冠軍將軍・好時鄉侯臣(楊)秋、渡(「度」)遼將軍・都亭侯臣(閻)  
柔、衛將軍・國明亭侯臣(曹)洪、使持節・行都督督軍・鎮西將  
軍・東鄉侯臣(曹)眞、使持節・行都督督軍・領揚州刺史・征東

將軍・安陽鄉侯臣(曹)休、使持節・行都督督軍・征南將軍・平  
陵亭侯臣(夏侯)尚、使持節・行都督督軍・徐州刺史・鎮東將軍  
・武安鄉侯臣(臧)霸、使持節・左將軍・中鄉侯臣(張)郃、使  
持節・右將軍・建鄉侯臣(徐)晃、使持節・前將軍・都鄉侯臣(張)  
遼、使持節・後將軍・華鄉侯臣(朱)靈、匈奴南單于臣(呼廚)  
泉、…(二十六人省略)…武衛將軍・安昌亭侯臣(許)褚等  
稽首言、…

合計四十六人、脱落したと思われる司馬懿を含めれば、四十七人が名前を連ねている(人物が特定できるもののみ、カッコ内に姓氏を表記した)。このうち、曹仁(一六八〜二二三)、曹眞(？〜二三一)、曹休(？〜二二八)、夏侯尚(？〜二二五)、臧霸(？〜二二六頃)の五名が「使持節・行都督督軍」という肩書きを帯びている。

『魏志』卷九・曹仁伝に、  
復以仁行征南將軍、假節、屯樊。…及(文帝)即王位、拜仁車  
騎將軍・都督荊揚益州諸軍事、進封陳侯。  
とあり、同上卷九・曹休伝に、

文帝即王位、以眞爲鎮西將軍、假節、都督雍涼州諸軍事、…進  
封東鄉侯。…黃初三年(二二二年)、還京都、以眞爲上軍大將  
軍、都督中外諸軍事、假節鉞。  
とあり、同上卷九・曹休伝に、  
文帝即王位、爲領軍將軍、錄前後功、封東陽亭侯。夏侯惇薨、以  
休爲鎮南將軍、假節、都督(揚州)諸軍事。…遷征東將軍、領  
揚州刺史、進封安陽鄉侯。  
とあり、同上卷九・夏侯尚伝に、  
太祖崩于洛陽、尚持節、奉梓宮還鄴。并錄前功、封平陵亭侯、拜  
散騎常侍、遷中領軍。文帝踐阼、更封平陵鄉侯、遷征南將軍、領

荊州刺史、假節、都督南方諸軍事。  
とあり、同上卷十八・臧霸伝に、

遷徐州刺史。……拜揚威將軍、假節。……文帝即王位、遷鎮東將軍、進爵武安鄉侯、都督青州諸軍事。及踐阼、進封開陽侯、徙封良成侯。

とあるように、『魏志』の各列伝によれば、曹仁以下五名は、だいたいい文帝の即位前後の時期に、州都督に任命されている。したがって、「行都督督軍」という官称が「都督某州諸軍事」と同義であることは明白である。むしろ、この微妙な表現の差異に、都督制成立のカギを解くヒントが隠されているように思われる。すなわち、「都督」と「督軍」という官職もしくは職権の融合である。

「都督」というチームが史料に現れるようになるのは、後漢末のことである。たとえば、『呉志』卷一・孫破虜伝に、  
堅復相收兵、合戰於陽人、大破卓軍、梟其都督華雄等。

とあるように、初平二年（一九一年）、孫堅（一五六〜一九一）が洛陽の南、梁泉の陽人聚で董卓（？〜一九二）の軍を破り、「都督の華雄」らを討ちとつたというのが、それである。同上注引『英雄記』には、

初、堅討董卓、到梁縣之陽人。卓亦遣兵步騎五千迎之、陳郡太守胡軫爲大督護、呂布爲騎督、其餘步騎將校都督者甚衆。

とあり、このとき、董卓が派遣した歩騎五千は、「大督護」の胡軫（おそらく將軍を兼任していたであろう）にひきいられ、中郎將の呂布が「騎督」であったほか、多数の「將校」、すなわち中郎將・校尉が「都督」を兼ねていたとされる。したがって、上記の華雄は全軍の指揮官ではなく、一部隊長にすぎなかったことがわかる。

また、『魏志』卷七・呂布伝引注『英雄記』には、

建安元年（一九六年）六月夜半時、布將河内郝萌反、將兵入布所治下邳府、詣廳事閤外、……布不知反者爲誰、直牽婦、科頭袒衣、相將從溷上排壁出、詣都督高順營。

とあるように、下邳を制圧し、劉備から徐州を奪った直後、呂布は反乱をおこした部下に命を狙われ、「都督の高順」のもとに逃げこんだという。高順（？〜一九八）は呂布配下の名將として知られ、同上注引『英雄記』に、

順爲人清白有威嚴、……所將七百兵、號爲千人、鎧甲關具皆精練齊整、每所攻擊無不破者、名爲陷陣營。

とあるように、兵七百からなる「陷陣營」という部隊を率いていた。なお、『蜀志』卷二・先主伝注引『英雄記』によれば、高順の本官は「中郎將」だった。このように、初期の都督は数百人ほどの部隊の指揮官の職として現れることが多い。

もうひとつの傾向としては、『呉志』卷二・呉主伝・建安二十四年（二一九年）十二月の条に、

（潘）璋司馬馬忠獲（關）羽及子平、都督趙累等於章郷、遂定荊州。

とあり、關羽（？〜二一九）が子の關平、および「都督の趙累」とともに捕らえられたとあるように、將軍などの側近として登場する。『蜀志』卷六・關羽伝に、

先主定益州、拜羽都督荊州事。……（建安）二十四年（二一九年）、先主爲漢中王、拜羽爲前將軍、假節鉞。

とあるように、当時、關羽は前將軍であり、「都督荊州事」を兼ねていた。同上・張飛伝にも、

先主爲漢中王、拜飛爲右將軍、假節。章武元年（二二一年）、遷車騎將軍、領司隸校尉、進封西郷侯。……先主伐吳、飛當率兵萬

人、自閩中會江州。臨發、其帳下將張達・范疆殺飛、持其首、順流而奔孫權。飛營都督表報先主、先主聞飛都督之有表也、曰、「噫、飛死矣。」

とあり、車騎將軍の張飛（？〜二二二）が暗殺されたとき、かれの「營都督」（名は不明）が劉備に上表したという。

趙累らの職務は不明であるが、『吳志』卷十一・呂範伝には、次のような興味深い記事が見える。

後從（孫）策攻破廬江、還俱東渡、……下小丹楊・湖孰、領湖孰相。策定秣陵・曲阿、收笮融・劉繇餘衆、增範兵二千・騎五十匹。後領宛陵令、討破丹楊賊、還吳、遷都督。（以下、注引『江表伝』）  
策從容獨與範基、範曰、「今將軍事業日大、士衆日盛、範在遠、聞綱紀猶有不整者。範願暫領都督、佐將軍部分之。」策曰、「子衡、卿既士大夫、加手下已有大衆、立功於外、豈宜復屈小職、知軍中細碎事乎。」範曰、「不然。今捨本土而託將軍者、非爲妻子也、欲濟世務。猶同舟涉海、一事不牢、即俱受其敗。此亦範計、非但將軍也。」策笑、無以答。範出、更釋構、著袴褶、執鞭、詣閣下啓事、自稱領都督。策乃授傳、委以衆事。由是軍中肅睦、威禁大行。

孫策が江東を制圧した頃（一九五年）のことである。寄せ集めの孫策軍の風紀の乱れを心配した呂範（？〜二二八）は、兵二千をひきいる武將であったが、みずから「都督」となり、綱紀肅正に尽力した。注目すべきは、孫策の都督に対する認識であり、かれによれば、「士大夫」は就くべきではない、「軍中細碎の事を知」す「小職」にすぎないというのである。

同様に、『魏志』卷十五・賈逵伝注引『魏略』には、  
建安中、袁尚領冀州、以（李）孚爲主簿。……尚出軍詣平原、留

別駕審配守鄴城、孚隨尚行。會太祖圍鄴、尚還欲救鄴。……孚自選溫信者三人、不語所之、皆救使具脯糧、不得持兵杖、各給快馬。遂辭尚來南、所在止亭傳。及到梁洪（↓梁期の誤り、魏郡の属県）、使從者斫問事杖三十枚、繫著馬邊、自著平上幘、將三騎、投暮詣鄴下。是時大將軍（曹操）雖有禁令、而芻牧者多。故孚因此夜到、以鼓一中、自稱都督、歷北圍、循表而東、從東圍表、又循圍而南、歩歩呵責守圍將士、隨輕重行其罰。遂歷太祖營前、徑南過、從南圍角西折、當章門、復責怒守圍者、收縛之。因開其圍、馳到城下、呼城上人、城上人以繩引、孚得入。

とある。建安九年（二〇四年）、袁氏の本拠地―冀州の鄴城を攻囲する曹操軍には、「禁令」を破つて「芻牧」する兵士が多数あった。この禁令は、おそらく、『通典』卷百四十九・兵典二に引かれる『魏武軍令』の、

吏不得於營中屠殺賣之、犯令、沒所賣。及都督不糾白、杖五十。という条文に対応しており、軍隊内での商売（もしくは副業）を禁じたものと推測される。袁尚の主簿李孚は、このような曹操軍の内情を利用して、「都督」になりすますと、包囲陣内の將兵の処罰を行いつつ、まんまと城内への潜入を成功させたというのである。

都督は定期的に軍営内を巡回して軍令違反者を摘発し、あわせて（杖刑のような比較的軽い）処罰を執行する、いわゆる憲兵のような職であったらしい。武官の頭巾「平上幘」を被り、杖刑に用いる「問事杖」を馬に繫いだ李孚の様子は、前掲『吳志』呂範伝の「袴褶（乗馬用の袴、転じて軍服）を著け鞭を執る」という記述とも符合している。かつ『魏武軍令』には都督の職務怠慢に対する杖刑も規定されているから、本来の都督は卑職、いわゆる「軍吏」と総称される下士官の職だったことが窺われる。このような軍吏の職が、先に紹介した部隊長、

さらには地方長官もしくは軍司令官のそれとして用いられるようになる過程については、なお不明な点が多いが、おそらく、もともと古い形態が軍吏の職であり、後者はその進化したもの、という関係なのだろう。

いっぽう、「督軍」というタームは、『後漢書』列伝二十八・法雄伝に、

永初三年〔一〇九年〕、海賊張伯路等三千餘人、冠赤幘、服絳衣、自稱將軍、寇濱海九郡、殺二千石令長。初、遣侍御史龐雄督州郡兵擊之、伯路等乞降、尋復屯聚。明年、伯路復與平原劉文河等三百餘人稱使者、攻厭次城。……乃遣御史中丞王宗持節發幽・冀諸郡兵、合數萬人、乃徵雄爲青州刺史、與王宗并力討之。

とあり、同上・滕撫伝に、

建康元年〔一四四年〕、九江范容・周生等相聚反亂、屯據歷陽、爲江淮巨患。遣御史中丞馮緄將兵、督揚州刺史尹耀・九江太守鄧顯討之、耀・顯軍敗、爲賊所殺。……明年、廣陵賊張嬰等復聚衆數千人反、據廣陵。……拜撫中郎將、督揚徐二州事。撫復進擊張嬰、斬獲千餘人。

とあり、また、同上・馮緄伝に、

徵拜御史中丞。順帝末〔一四四年〕、以緄持節督揚州諸郡軍事、與中郎將滕撫擊破羣賊。

とあるように、御史台所属の御史中丞・侍御史、あるいは光祿勳所属の中郎將・光祿大夫・太中大夫・謁者僕射などの中央官が、地方鎮撫に派遣される際に帯びた権限であり、節を授けられたことから、「督軍諸使」、「監軍使者」とも総称された。たとえば、御史中丞の場合、『魏志』卷十・荀彧伝注引『三輔決録』に、

〔嚴〕象、字文則、京兆人。……以督軍御史中丞詣揚州、討袁術。

とあるように、「督軍御史中丞」とも表記される。「督軍」は独立の官ではなく、御史中丞などの本官に付帯される加官であったことがわかる。

ただし、『魏志』卷八・公孫瓚伝に、

鮮于輔將其衆奉王命。以輔爲建忠將軍、督幽州六郡。

とあり、『呉志』卷四・士燮伝に、

漢聞張津〔交州牧〕死、賜燮璽書曰、「……今以燮爲綏南中郎將、

董督七郡、領交阯太守如故。」

とあり、鮮于輔（幽州牧劉虞の故吏）が「督幽州六郡」（一九九年頃）、交阯太守の士燮（一三七〜二二六）が「董督（交州）七郡」（二〇八年頃）に任ぜられたように、後漢末の動乱期、有力な地方官が督軍を兼務するようになり、すでに紹介したように、州牧クラスの大官のなかには、数州にわたる広域的な督軍を兼ねるものも現れた。

『太平御覽』卷二百五十一・職官部四十九・都護の条に引く『沈約宋書』に、

〔曹（操）・袁（紹）・張楊之徒、雖以三公假節、領州郡、然無都督之號也。至獻帝建安中、魏武〔曹操〕相漢、遣大將外出、督十軍二十軍者、始號都督。

とあるように、都督と督軍は、おそらく曹操政権期に密接不可分の関係となり、魏の都督制に発展していったものと考えられる。

なお、都督の上に付せられた「行」の文字は、「某官事務取扱い」とでもいうべき、兼官の形態を示す官制用語であるが、後漢末三国時期にあつては、新設職を兼務する際にも用いられている。『蜀志』卷十・李嚴伝・裴松之注に、

〔諸葛〕亮公文上尚書曰、「平〔李嚴をさす〕爲大臣、受恩過量、不思忠報、橫造無端、……輒與行中軍師・車騎將軍・都郷侯臣劉

琰、使持節・(行)前軍師・征西大將軍・領涼州刺史・南鄭侯臣魏延、前將軍・都亭侯臣袁綝、左將軍・領荊州刺史・高陽鄉侯臣吳壹、督前部・右將軍・玄鄉侯臣高翔、督後部・後將軍・安樂亭侯臣吳班、領長史・綏軍將軍臣楊儀、督左部・行中監軍・揚武將軍臣鄧芝、行前監軍・征南將軍臣劉巴〔劉邕の誤り〕、行中護軍・偏將軍臣費禕、行前護軍・偏將軍・漢成亭侯臣許允、行左護軍・篤信中郎將臣丁咸、行右護軍・偏將軍臣劉敏、行護軍・征南〔征西の誤り〕將軍・當陽亭侯臣姜維、行中典軍・討虜將軍臣上官雝、行中參軍・昭武中郎將臣胡濟、行參軍・建義將軍臣閻晏、行參軍・偏將軍臣爨習、行參軍・裨將軍臣杜義、行參軍・武略中郎將臣杜祺、行參軍・綏戎都尉臣盛勃、領從事中郎・武略中郎將臣樊岐等議、輒解平任、免官祿・節傳・印綬・符策、削其爵土。」

とある。北伐中の諸葛亮が軍糧輸送の最高責任者であった李嚴を弾劾した文章であるが、幕僚たちの官位がほぼ完全なかたちで記載されている。これによれば、州刺史および丞相長史・從事中郎の兼任が「領」にあるのに対して、軍師・監軍・護軍・參軍のそれは「行」によっている。州刺史や丞相府の官属は官秩をもつ官職、いわゆる「漢朝の列職」である。いっぽう、軍師と護軍は兩漢交代期、監軍と參軍は都督とおなじく、後漢末の内戦期に登場した官職である。ようするに、「行都督」という表記は、都督が軍師や參軍などのように、当初は官秩・官品のない新設職ないし臨時職から出発したことを如実に物語っているのである。

#### 四、使持節都督諸軍事の意味するところ

大多数の研究者は、「都督諸軍事」を、いわゆる軍隊の指揮権と理

解している。たとえば、『南齊書』卷三十五・高祖十二王・臨川王蕭映伝に、

以映爲使持節・都督荆湘雍益梁寧南北秦八州諸軍事・平西將軍・荊州刺史、封臨川王、食邑例二千戸〔四八〇年〕。……出爲都督荆湘雍益梁巴寧南北秦九州諸軍事・鎮西將軍・荊州刺史、持節・常侍如故。給鼓吹一部。

とあるように、東晋南朝の荊州都督は、ふつう六く九州の都督を兼ねていた。この権限によって、管轄州の刺史はもちろん、下位の都督(雍州都督、益州都督、寧州都督など)に対して軍事指揮権を發動できる、もしくは管轄区域の全軍を動かすことができるという解釈である。確かに、魏晋南北朝の都督は軍隊を保有し、頻繁に軍事作戦に従事している。しかしながら、そのような状況証拠のみをもって、都督諸軍事の「軍事」を、軍隊もしくは軍事作戦などと読み替えることが妥当なのか否か、検討の余地が残されているように思われる。

いみじくも、小尾孟夫は興味深い指摘をしている。

桓冲〔東晋の荊州都督〕は七州に及ぶ州都督としての管轄範圍をもつておりながら、(三七七年、前秦の軍と戦ったとき)実際に登場したのは隣接の梁州刺史のみであり、……実際の軍事行動において、多州都督としての機能が十分に生かされていないことなるう。……多州都督・刺史が管轄州内で縦横無尽に軍事的に活躍した例はほとんど見られない。

戦争〔四五〇く四五二年、宋文帝による対北魏戦〕の過程で、上位の州都督・刺史の下位の州都督・刺史に対する軍事支配、あるいはそれを踏まえた軍事編成、行動はあまり見られなかった。……州都督支配体制が、初めから上位の州都督・刺史が下位の州都

督・刺史や単に刺史を一方的に軍事的に支配していく体制として理解しうるものなのか問題が残されているように思われる。

小尾は、越智重明との論争などを通して州都督の研究を進展させるが、以上のように、実際の軍事作戦・戦闘行動が州都督を中心とした指揮系統では説明しきれないことを認め、以後、問題関心を征討都督にシフトさせていった。そうであるとすれば、「諸軍事」をアブリオリに、軍隊、戦争などと捉えるような先入観は、いったん崩してみようが必要がありそうである。

『宋書』卷三十九・百官志上には、

持節都督、無定員。前漢遣使、始有持節。光武建武〔二五〕五六

年〕初、征伐四方、始權時置督軍御史、事竟罷。とあり、都督の起源を、前漢時代、皇帝の命を帯びて派遣される使者が「節を持」したこと、さらに後漢光武帝による統一戦争の際、「督軍御史」が設置されたことに求めている。

ところで、『漢書』卷六・武帝紀・天漢二年（前九九）秋の条に、泰山・琅邪羣盜徐勃等、阻山攻城、道路不通。遣直指使者暴勝之等、衣繡衣、杖斧、分部逐捕。刺史・二千石以下伏誅。

という記事が見える。泰山・琅邪郡の群盜を鎮定するため、「直指使者」の暴勝之（？）前九一）らが派遣される。かれらは「繡衣」を身につけ、「斧を持」して、賊を捕らえ、「刺史・二千石以下」を誅殺したというのである。『史記』卷百二十一・酷吏伝には、

自温舒等以惡爲治、而郡守・都尉・諸侯二千石欲爲治者、其治大抵盡放温舒、而吏民益輕犯法、盜賊滋起。南陽有梅免・白政、楚有殷中・杜少、齊有徐勃、燕・趙之間有堅盧・范生之屬。大羣至數千人、擅自號、攻城邑、取庫兵、釋死罪、縛辱郡太守・都尉、殺二千石、爲檄告縣趣具食。小羣盜以百數、掠鹵鄉里者、不可勝

數也。於是天子始使御史中丞・丞相長史督之、猶弗能禁也。乃使光祿大夫范昆、諸輔都尉及故九卿張德等衣繡衣、持節、虎符發兵、以興擊、斬首大部或至萬餘級、及以法誅通飲食、坐連諸郡、甚者數千人。

とあり、使者派遣に至る経緯が詳しく記されている。当時、関東一円に無数の盜賊が起り、郡太守らを殺害し、県に対して兵糧の提供を強要する勢力すらあった（このうち斉の「徐勃」が、前掲・武帝紀のいう「泰山・琅邪の群盜」なのだろう）。赤眉の乱や黄巾の乱などとおなじように、財政の悪化（武帝期の場合は外征が原因）↓生産力の高い関東からの収奪の強化↓これに反発する農民の蜂起、というのが事件の真相なのだろう。当時の中国が内乱一步手前の危機的な状況にあったことがわかる。武帝ははじめ御史中丞・丞相長史、さらに光祿大夫の范昆らを派遣する。范昆らは「繡衣を衣、節を持し、虎符もて兵を發し、興を以て撃」ち、「（賊に）飲食を通ぜしものを誅」したとされる。

さらに、『漢書』卷六十六・王訢伝に、

王訢、濟南人也。以郡縣吏積功、稍遷爲被陽令。武帝末、軍旅數發、郡國盜賊羣起。繡衣御史暴勝之使持斧、逐捕盜賊、以軍興從事、誅二千石以下。勝之過被陽、欲斬訢。訢已解衣伏質、仰言曰、「使君〔暴勝之をさす〕顯殺生之柄、威震郡國。今復斬一訢、不足以增威。不如時有所寬、以明恩貸、令盡死力。」勝之壯其言、貫不誅、因與訢相結厚。勝之使還、薦訢、徵爲右輔都尉、守右扶風。

とあるように、このとき、被陽令の王訢は処刑されるところ（理由は不明）、暴勝之を説得して、助命されたうえ、かれの推薦をうけて中央に召される。暴勝之は「繡衣御史」とされ、「盜賊を逐捕し、軍興

を以て従事し、二千石以下を誅したという。「殺生の柄を顯らにす」という王訢の言葉は、暴勝之の権限を言いかえたものなのだろう。同上巻七十一・雋不疑伝（カッコ内は顔師古注）にも、

雋不疑、字曼倩、勃海人也。治春秋、爲郡文學、進退必以禮、名聞州郡。武帝末、郡國盜賊羣起、暴勝之爲直指使者、衣繡衣、持斧、逐捕盜賊、督課郡國、〔師古曰、督、謂察視之。〕東至海、以軍興誅不從命者、威振州郡。勝之素聞不疑賢、至勃海、遣吏請與相見。……遂表薦不疑、徵詣公車、拜爲青州刺史。

とあり、渤海郡の吏であつた雋不疑も暴勝之に召し出され、その推薦をうけて中央官に昇進する。暴勝之は「盜賊を逐捕し、郡國を督課し、「軍興を以て命に従わざる者を誅」したという。

第一に、暴勝之の官を、武帝紀と雋不疑伝は「直指使者」とするの対して、王訢伝は「繡衣御史」とする。同上巻九十八・元后伝に、  
〔王〕賀、字翁孺。爲武帝繡衣御史、逐捕魏郡羣盜堅盧等黨與、及吏畏懦逗遛當坐者、翁孺皆縱、不誅。

とあり、このとき、王賀（王莽の曾祖父）も「繡衣御史」となり、魏郡の堅盧（前掲・酷吏伝のいう「燕・趙の間」の盜賊）らを捕らえたという。同上巻十九上・百官公卿表・御史大夫の条（カッコ内は顔師古注）に、

侍御史有繡衣直指、〔服虔曰、指事而行、無阿私也。師古曰、衣以繡者、尊寵之也。〕出討姦猾、治大獄。武帝所制、不常置。

とあるように、侍御史には「繡衣直指」というものがあり、地方の鎮撫、疑獄事件の捜査・裁判を担当した。武帝のときに始められた制度で、常置の職ではなかったという。つまり、暴勝之は繡衣直指の「侍御史」だったことがわかる。もっとも、前掲・酷吏伝によれば、光祿大夫の范昆や故九卿の張德（現任官は不明）らが繡衣使者になつたと

あり、また、『後漢書』列伝七十一・独行・譙玄伝に、

復拜議郎、遷中散大夫。（元始）四年〔紀元後四年〕、選明達政事能班化風俗者八人、時並舉玄爲繡衣使者、持節、與太僕任暉等分行天下、觀覽風俗、所至專行誅賞。

とあるように、元始四年に派遣された八人の繡衣使者には、中散大夫の譙玄、太僕の任暉も含まれており、厳密に言えば、繡衣直指の使者は御史台や光祿寺などの属官を中心に、広く中央官の中から選抜されたのだろう。

『漢書』卷十・成帝紀・陽朔三年（前二二）六月の条に、  
潁川鐵官徒申屠聖等百八十人殺長吏、盜庫兵、自稱將軍、經歷九郡。遣丞相長史・御史中丞逐捕以軍興從事、皆伏辜。

とあり、同上・永始三年（前一四）十二月の条に、  
山陽鐵官徒蘇令等二百二十八人攻殺長吏、盜庫兵、自稱將軍、經歷郡國十九、殺東郡太守・汝南都尉。遣丞相長史・御史中丞、持節、督趣逐捕。

とあり、また、『後漢書』列伝十六・伏湛伝に、  
成帝時、以父任爲博士弟子、五遷至王莽時、爲繡衣執法、〔武帝置繡衣御史。王莽改御史曰執法、故曰繡衣執法也。〕使督大姦。

とあるように、直指繡衣使者の制度は両漢交替期には定着し、前掲『宋書』百官志が指摘するように、後漢の監軍使者もしくは督軍諸使に継承されていったと考えられる。

第二に、暴勝之らの任務は、百官公卿表の「出討姦猾」に該当しているが、反体制派の追捕とともに、「二千石」―郡太守以下の官僚を誅殺することも含まれていたから、究極的には地方官の綱紀肅正という目的があつたように思われる。「督課郡國」（雋不疑伝）、顔師古の解釈によれば、郡国の太守・相以下を「察視」することであり、「以

軍興従事（王訢伝）、「以軍興誅不従命者」（雋不疑伝）とあるように、その任務は「軍興」という基準もしくは手段によって遂行されている。

『史記』卷百十七・司馬相如伝に、

相如爲郎數歲、會唐蒙使略通夜郎西犍中、發巴・蜀吏卒千人、郡又多爲發轉漕萬餘人、用興法、誅其渠帥、巴・蜀民大驚恐（武帝元光五年、前一三〇年）。上聞之、乃使相如責唐蒙等、因諭告巴・蜀民、以非上意、檄曰、「……今聞其乃發軍興制、驚懼子弟、憂患長老、郡又擅爲轉粟運輸、皆非陛下之意也。……」

とあり、西南夷の夜郎を漢の支配下に入り、犍爲郡が置かれると、唐蒙は巴郡・蜀郡の吏卒ならびに民衆を道路の建設に駆り出した。その際、唐蒙は「興法」を用いて有力者を誅したため、巴・蜀は大変な騒ぎになったとある。武帝の意をうけて、司馬相如が巴蜀に発した檄文では「軍興制」と表記されているから、「興」と「軍興」は同義、法制用語であることがわかる（前掲・酷吏伝の「興」もおなじ）。『資治通鑑』卷十八・漢紀十・武帝元光五年にも、当該記事が掲載され、胡三省は、『周礼』鄭玄注を引用し、

鄭玄曰、縣官徵聚物曰興。今云軍興、是也。

と注釈する。これによれば、官が物資を徵発することを「興」、あるいは「軍興」という。『後漢書』本紀三・章帝紀・建初七年（八二年）九月辛卯の条（カッコ内は李賢注）に、

詔天下繫囚減死一等、勿笞、詣邊戍。妻子自隨、占著所在。父母同產欲相從者、恣聽之。有不到者、皆以乏軍興論。（軍興而致闕乏、當死刑也。）

とある。このとき、大赦がおこなわれ、死刑囚は罪一等を減ぜられて「辺戍」に就くことになり、家族も同行を許される。ただし、（期日

どおり）到着しないものは「乏軍興を以て論じる」、李賢注は「軍興にして闕乏を到すものは死刑に当たると解釈するから、これにしたがえば、死刑に処せられるというのである。つまり、軍興はさらに正確に言えば、「乏軍興」という、「軍興を闕乏」した罪に対する死刑を定めた法律であったことがわかる。

「乏軍興」の法はその後も廃されることなく、『唐律疏議』卷十六・擅興・乏軍興（カッコ内は割注）に、

乏軍興者斬、故・失等。（謂臨軍征討、有所調發、而稽廢者。）

【訓読】乏軍興には斬。故・失等し。（謂ふところは、軍に臨み征討するに、調發する所有りて稽廢する者。）

疏議曰、興軍征討、國之大事。調發征行、有所稽廢者、名「乏軍興」。犯者合斬、故・失罪等、爲其事大、雖失不減。註云「謂臨軍征討、有所調發」、兵馬及應須供軍器械、或所須戰具、各依期會、克日俱充。有所闕者、即是「稽廢」。故云「有所調發、而稽廢者」。若充使命、告報軍期、而違限廢事者、亦是「乏軍興」、故・失罪等。

【訓読】疏議して曰く、軍を興し征討するは、國の大事なり。調發征行するに、稽廢する所有らば、「乏軍興」と名づく。犯す者は合に斬るべし、故・失罪等し。其の事大にして、失と雖も減ぜざるが爲なり。註に云ふ、「謂ふところは、軍に臨み征討するに、調發する所有り」とは、兵馬及び應に須ひ供すべき軍器械、或は須ふる所の戦具、各々期會に依り、克日俱に充たす。闕る所有る者、即ち是れ「稽廢」といふなり。故に云ふ、「調發する有りて稽廢する者」と。若し使命を充たし、軍期を告報して、限に違ひ事を廢する者も、亦た是れ「乏軍興」なり、故・失罪等し。

とあるように（法制用語独特の言い回しがあるので訓読を附した）、唐律にも収められている。

以上のように、直指繡衣の使者に認められていた「以軍興從事」、「以軍興誅不從命者」という職権は、対象の地域を戦争状態・戒嚴状態と見なしたうえ、官民に対して「乏軍興」の律を適用して、これを「督」することであったことがわかる。「督軍」の原義もここにあり、「乏軍興」の律を用いてヒトを監視し、違反者を処刑することだったと考えられるのである。くしくも、『宋書』卷三十九・百官志上には、

晉世則都督諸軍爲上、監諸軍次之、督諸軍爲下。使持節爲上、持節次之、假節爲下。使持節得殺二千石以下。持節殺無官位人、若軍事得與使持節同。假節唯軍事得殺犯軍令者。

とあり、「使持節都督諸軍事」の職掌について、殺すことのできるヒトの身分・範囲、および条件に言及するだけである（『晋書』卷二十四・職官志にも、おなじ記述がある）。というよりも、都督という官職・制度の本質、存在理由がこれ以上でも以下でもないことを正確に述べたというべきである。

後漢末の州牧、魏晉南北朝の都督がこの大権をふるった事例は枚挙に暇がないが、「乏軍興」の律と関わる事例をひとつ挙げておく。『宋書』卷三十二・五行志三に、

晉愍帝建興四年（三二六年）十二月丙寅、丞相府斬督運令史淳于伯、血逆流、上柱二丈三尺、……是時後將軍楮裒（琅邪王司馬裒の誤り）鎮廣陵、丞相揚聲北伐、伯以督運稽留及役使贓罪、依征軍法戮之。其息訴稱、「伯督運事訖、無所稽乏、受賊役使、罪不及死。兵家之勢、先聲後實、實是屯戍、非爲征軍。自四年以來、運漕稽停、皆不以軍興法論。」僚佐莫之理。

とある。西晋の永嘉元年（三〇七年）、都督揚州江南諸軍事・安東將

軍に任ぜられた琅邪王司馬睿（東晋の元帝）は、建康を本拠地として江南の制圧に乗りだし、建興三年、丞相・大都督中外諸軍事に進められた（『晋書』卷六・元帝紀など）。ようするに、上記の「丞相府」は中外都督府、実質的には揚州都督府のことであり、督運令史の淳于伯という都督府の下級官僚が「乏軍興」の罪に問われて刑死したという話である。

おわりに

後漢王朝の解体にともなって引き起こされた内戦は、中国のみならず、東アジア全体を動乱の渦に巻きこんでゆく。戦乱や飢餓を避けて故郷を離れた流民、あるいは軍事力・労働力として動員された非漢民族―匈奴・鮮卑などの五胡や江南の蛮夷などの動きが活発化し、山林叢沢に営まれた自衛集落が各地に出現する（邨Ⅱ村、聚、塢、壁、壘、營など様々な語で表されるが、とりあえず、「村塢」の熟語を用いる）。流民・非漢民族の活動と、村塢の盛行は基層部分で密接に重なり合っている。かかる政治社会状況のもとで、都督制が生まれ、発展していったことに注意しなければならない。

後漢末、「黑山賊」「白波賊」と呼ばれた集団は、河北・山西地方（とくに太行山中）の村塢連合だったと考えられるが、靈帝がその指導者に認めたのは「黑山校尉・領山賊事」（『魏志』卷八・張燕伝）もしくは「平難中郎將・領河北諸山谷事」（『後漢書』列伝六十一・朱儁伝）という官職であり、冀州平定直後（二〇四年）、曹操が鄰近に置いた「監軍校尉・都督河北事」も、太行山中の諸村塢を統轄する任務を帯びていたと思われる。また、東晋南朝期、襄陽に駐屯した雍州都督は、「荊州の南陽・竟陵・順陽・襄陽・新野・隨六郡」の都督を

兼任したが、いずれも襄陽周辺に置かれた僑郡で、その実態は郷族集団Ⅱ流民だった。あるいは、前燕の慕容廆（二六九〜三三三）は、鮮卑族のほか、多数の流寓漢人（慕容廆はかれらのために四郡を設置）、およびその他の民族を統率していたが、三一七年、東晋の元帝から「都督遼左雜夷流人諸軍事」を授けられている。東魏・北斉にも、六鎮遺民、その他の胡漢流民を統轄する「恒雲燕朔顯蔚六州流民大都督」という機関が存在していた。

以上のような事例は決して珍しくはなく、都督制があらゆる事態に対応可能な、フレキシブルな制度だったことを物語っている。都督制の本質が、後漢以来の社会変動に対応し、ヒトの直接把握を企図した統治体制だったのではないかと考えるゆえんである。すでに述べたように、都督の本源的な任務・権限は「乏軍興」の律（軍法と言いかえでもよいのかもしれない）を援用して、政府高官の代名詞である秩二千石以下の官民を殺すことにある。しかも、軍法のもと、官民のみならず、定住民と流民（村塙民）、さらには漢族と非漢族すら区別しない。暴力的、非人道的ではあるが、きわめてシンプルな、ある意味、平等な制度と言うこともできる。都督制が時間（後漢末〜唐末）と空間（中国〜アジア全域）を越えて存続した理由は、ここにあるのかもしれない。

## 《注》

- (一) 祝總斌「都督中外諸軍事及其性質、作用」『紀念陳寅恪先生誕辰百年學術論文集』北京大学出版社、一九八九年）などを参照。  
 (二) 坂元義種『古代東アジアの日本と朝鮮』（吉川弘文館、一九七八年）、堀敏一『中国と古代東アジア世界—中華的世界と諸民族』（岩波書店、一九九三年）

などを参照。

- (三) 六朝都督制の研究史については、二〇〇一年度「若手魏晋南北朝史研究者の会」（現在、魏晋南北朝史研究会 大会（二〇〇一年七月一六日、於お茶の水女子大学）における報告「魏晋軍制史研究の諸問題—都督制研究の回顧と展望—」、ならびにこれをもとにまとめた拙稿「二〇世紀の都督制（地方軍府）研究」（未刊、唐代史研究会編『二〇世紀の魏晋南北朝隋唐史研究』掲載予定）で論じた。なお、四征將軍と都督の関係をめぐる越智重明と小尾孟夫の論争については、拙稿「六朝都督制研究の現状と課題」『駒沢史学』六四、二〇〇五年）でも詳しく検討している。
- (四) 總督・巡撫については、浅井虎夫「總督巡撫兼御史考」『史学雑誌』一五—七、一九〇四年）、栗林宣夫「明代巡撫の成立について」『史潮』一一—三、一九四二年）、奥山憲夫「明代巡撫制度の変遷」『東洋史研究』四五—二、一九八六年）などを参照。
- (五) 吳廷燮の事績、ならびに『歷代方鎮年表』については、吳振清「吳廷燮及其在補史上成就」『史学史研究』一九九八年第三期）を参照。
- (六) 「宋齊梁陳方鎮年表」序録に、  
 荊都已覆、王琳不降、陳主就擒、叔慎猶抗、方鎮于國、吁無負已。  
 とあるように、吳廷燮は、西魏の攻撃による江陵陥落（五五四年）後も抵抗を続けた梁の湘州刺史王琳、陳滅亡時（五八九年）の湘州刺史・岳陽王陳叔慎らの故事を挙げつつ、東晋南朝が「半壁」の天下を保ち得た理由を、方鎮体制に求める。
- (七) 『中国地方行政制度史』上編卷上・秦漢地方行政制度「序言」。
- (八) 越智重明「南朝州鎮考」『史学雑誌』六二—二二、一九五三年）、同上「南朝における対州鎮長官策について（一）」『愛媛大学歴史学紀要』三、一九五四年）、同上「典籤考」『東洋史研究』一三—一六、一九五五年）、同上「晋代の都督」『東方学』一五、一九五七年）など。
- (九) 川勝義雄「貴族制社会と孫吳政權下の江南」『中国中世史研究』東海大学出版会、一九七〇年、同氏著『六朝貴族制社会の研究』岩波書店、一九八二年所

- 収、以下の諸論考もおなじ)、同上「孫吳政権の崩壊から江南貴族制へ」(『東  
方学報(京都)』四四、一九七三年)。
- (二) 同上「初期東晋政権の軍事的基礎」(『加賀博士退官記念中国文史哲学論集』  
一九七九年)、同上「東晋貴族制の確立過程」(『東方学報(京都)』五二、一九  
七九年)。
- (三) 同上「劉宋政権の成立と寒門武人—貴族制との関連において」(『東方学報(京  
都)』三六、一九六四年)。
- (四) 同上「侯景の乱と南朝の貨幣経済」(『東方学報(京都)』三二、一九六  
二年)。
- (五) 安田二郎「元嘉時代史への一つの試み—劉義康と劉劭の事件を手がかりに」  
『名古屋大学東洋史研究報告』二、一九七三年、同氏著『六朝政治史の研究』  
京都大学学術出版会、二〇〇三年所収、以下の諸論考もおなじ)。
- (六) 同上「晋安王子勛の叛乱」について—南朝門閥貴族体制と豪族土豪」(『東  
洋史研究』二五—四、一九六七年)。
- (七) 同上「蕭道成の革命軍団—淮陰時代を中心に」(『愛知県立大学文学部紀要』  
二一、一九七一年)。
- (八) 同上「南朝の皇帝と貴族と豪族—土豪層—梁武帝の革命を手がかりに」(『中  
国中世史研究』東海大学出版会、一九七〇年)。
- (九) 桜井芳朗「御史制度の形成(上・下)」(『東洋学報』二二—二・三、一九三  
六年)、勞幹「両漢刺史制度考」(『中央研究院歴史語言研究所集刊』一一、一  
九四四年)、嚴耕望『中国地方行政制度史』上編卷上・秦漢地方行政制度、紙  
屋正和「漢代刺史の設置について」(『東洋史研究』三三—一、一九七四年)、  
竹園卓夫「後漢安帝期以後における刺史の軍事に関する覚え書き」(『集刊東洋  
学』三七、一九七七年)、小嶋茂稔「前漢における郡の変容と刺史の行政官化  
についての覚書」(『山形大学歴史・地理・人類学論集』五、二〇〇四年)など  
を参照。
- (一〇) 『宋書』卷四十・百官志下は、これらの官を「四夷中郎校尉」と総称するい  
つぼう、卷末の官品表には「戎蠻府」という表記も見える。なお、安作璋・熊

- 鉄基『秦漢官制史稿』(齊魯書社、一九八四年)下冊は「持節領護諸官」と分  
類している。とりあえず、本稿では史料上の用語を尊重し、四夷中郎校尉の語  
を用いる。四夷中郎校尉については、久保靖彦「後漢初頭の烏桓について—護  
烏桓校尉に関する一考察」(『史苑』二四—一、一九六三年)、船木勝馬「烏桓  
校尉・匈奴中郎將をめぐる諸問題」(『江上波夫教授古希記念論集—歴史篇』一  
九七七年)佐藤長「チベット歴史地理研究」(岩波書店、一九七八年)第四章  
「漢代における羌族の活動」、および拙稿「漢末州牧考」(『秋大史学』三八、  
一九九二年)などを参照。
- (三) 度遼將軍については、小林聡「後漢の少数民族統治御官に関する一考察」(『九  
州大学東洋史論集』一七、一九八九年)、および拙稿「漢末州牧考」、同上「四  
征將軍の成立をめぐる」(『古代文化』四五—一〇、一九九三年)、同上「征  
夷大將軍と中国の將軍」(『秋田大学教育学部紀要(人文科学 社会科学)』五二、  
一九九七年)を参照。
- (四) たとえば、『晉故使持節侍中都督幽州諸軍事領護烏丸校尉幽州刺史驃騎大將  
軍博陵公太原晉陽王公夫人平原華氏之銘』(『文物』一九六五年第二期)北京  
西郊西晋王浚妻華芳墓清理簡報」、趙超『漢魏南北朝墓誌彙編』天津古籍出版  
社、一九九二年に収録)には、西晋の王浚(？—三二四)の曾祖父、王柔の官  
位が「漢故使持節領護匈奴中郎將」と記載されている。
- (五) 拙稿「無上將軍と西園軍—後漢靈帝時代の『軍制改革』」(『集刊東洋学』七  
六、一九九六年)を参照。拙著『曹操—魏の武帝』(新人物往来社、二〇〇〇  
年)でも、西園軍と牧伯制のほか、鴻都門学士や侍中寺の設置など、靈帝時代  
におこなわれた諸改革、ならびにその意義について論じている。
- (六) 以下の記述は、拙稿「漢末州牧考」、同上「六朝都督制研究の現状と課題」  
を参照。なお、すでに前漢末から州刺史を州牧と改める論議が起り、改廢が  
くりかえされるが、王莽の時代には州牧が定着し、『漢書』卷九十九下・王莽  
伝下に、

(地皇元年、二〇年)賜諸州牧號爲大將軍、郡卒正・連帥・大尹爲偏將軍、  
屬令長裨將軍、縣宰爲校尉……(二年)乃拜侍中・掌牧大夫李參爲大將

軍・揚州牧、賜名聖。

とあるように、州牧が大將軍を兼任する制度も施行されている。兩漢交替期の州牧については、汪清『兩漢魏晉南朝州、刺史制度研究』（合肥工業大学出版社、二〇〇六年）、小嶋茂稔『後漢の国制における『州』の位置』（集刊東洋学）九五、二〇〇六年）なども参照。

(二五) 以下の記述は、拙稿「曹魏の護軍について」（『東北大学日本文化研究所研究報告』二六、一九九〇年）、同上「漢末州牧考」、同上「都督考」（『東洋史研究』五一―三、一九九二年）、同上「六朝都督制研究の現状と課題」を参照。

(二六) 拙稿「參軍事考―六朝軍府僚属の起源をめぐって」（『文化』五一―三・四、一九八八年）、同上「曹魏の護軍について」、同上「諸葛亮・北伐軍団の組織と編制について―蜀漢における軍府の発展形態」（『東北大学東洋史論集』四、一九九〇年）、同上「軍師考」（『東北大学日本文化研究所研究報告』二七、一九九一年）を参照。

(二七) 小尾孟夫「東晋朝における多州都督制」（『史学研究』一五二、一九八二年）、同氏著『六朝都督制研究』汲水社、二〇〇一年所収。

(二八) 同上「劉宋における都督と軍事」（『中国貴族制社会の研究』京都大学人文科学研究所、一九八七年、前掲小尾書所収）。

(二九) 暴勝之（字は公子、河東の人）は、太始三年（前九五年）三月、光禄大夫から御史大夫に昇るが、『漢書』卷十九下・百官公卿表下、巫蠱の乱（前九一年）の際、戾太子が長安から脱出するのを見逃した司直の田仁を擁護し、武帝の不興を買って自殺した（同上卷六・武帝紀・征和二年七月の条、同上卷六十六・劉屈氂伝）。

(三〇) 『漢書』卷九十・酷吏伝にも、ほぼ同じ記述が見える。

(三一) 繡衣御史については、桜井芳朗「御史制度の形成（上・下）」、および大庭脩「漢代の節について―將軍仮節の前提」（『関西大学東西学術研究所紀要』二、一九九九年、同氏著『秦漢法制史の研究』創文社、一九八二年所収）などを参照。

(三二) 『史記』卷百十六・西南夷伝によれば、番禺令の唐蒙は南越を牽制するため、

現在の雲南省に住む夜郎などの西南夷を懐柔することを提案し、「中郎將」に拜し、「千人・食重（一輜重兵）萬餘人を將いて巴蜀から夜郎に入ったといふ」。

(三三) 律令研究会編『訳註日本律令』卷七『唐律疏議』訳註篇三（東京堂出版、一九八七年）も参照。なお、本書は、乏軍興を「征伐に際し、軍需物資の徴発を怠り缺く行為をいう」と解説する。

(三四) 『晋書』卷六十九・劉隗伝、および同上卷二十八・五行志中にも同様の記載がある。

(三五) 譚其驥「晋永嘉喪乱後之民族遷徙」（同氏著『長水集』上、人民出版社、一九八七年所収）、周一良「乞活考―西晋東晋間流民史之一頁」（同氏著『魏晋南北朝史論集』中華書局、一九六三年所収）、關尾史郎「古代中国における移動と東アジア」（『岩波講座世界歴史（新版）』一九・移動と移民、岩波書店、一九九九年所収）などを参照。

(三六) 谷川道雄『隋唐帝国形成史論』（筑摩書房、一九七一年、増補版一九九八年）、田村実造『中国史上の民族移動期―五胡・北魏時代の政治と社会』（創文社、一九八五年）、船木勝馬『古代遊牧騎馬民の国』（誠文堂新光社、一九八九年）、川本芳昭『魏晋南北朝時代の民族問題』（汲古書院、一九九八年）、三崎良章『五胡十六国―中国史上の民族大移動』（東方選書、二〇〇二年）、谷口房男「南北朝時代の蛮酋」（『魏晋南北朝隋唐時代史の基本問題』汲古書院、一九九七年）、關尾史郎「古代中国における移動と東アジア」などを参照。

(三七) 村場については、那波利貞「塙主放」（『東亜人文学報』二一四、一九四三年）、宮川尚志「六朝史研究―政治・社会篇」（日本学術振興会、一九五六年）第七章「六朝時代の村について」、宮崎市定「中国における村制の成立」（六朝時代華北の都市）『宮崎市定全集』第七卷、岩波書店、一九九二年所収、金發根『永嘉乱後北方的豪族』（台湾商務院書館、一九六四年）、谷川道雄「世界帝国の形成」（講談社現代新書・新書東洋史②、一九七七年）第2章第1節「新しい生活集団」、趙克堯「論魏晋南北朝的塙壁」（同氏著『漢唐史論集』復旦大学出版社、一九九三年所収）、堀敏一「中国古代の家と集落」（汲古書院、一九九

六年）第六章「魏晋南北朝時代の『村』をめぐる」、伊藤敏雄「魏晋期における在地社会と国家権力」、『歴史学研究』六五一、一九九三年）、具聖姫『兩漢魏晋南北朝の塙壁』（民族出版社、二〇〇五年）、および拙稿「黒山・白波考―後漢末の村塙と公権力」、『東北大学東洋史研究報告』九、二〇〇三年）、同上「祖中考―三国時代における河南の村塙と流民、蛮夷」、『狩野直禎先生奉寿記念・三国志論集』三国志学会、二〇〇八年）、同上「渭河流域における村塙の基礎的研究」、『中国渭河流域の西周時代遺跡』同成社、二〇〇九年）などを参照。

(三六) 拙稿「黒山・白波考―後漢末の村塙と公権力」を参照。

(三七) 安田二郎「晋宋革命と雍州（襄陽）の僑民―軍政支配から民政支配へ」、『東洋史研究』四二―一、一九八三年、前掲安田書所収、以下おなじ）、同上「いわゆる王玄謨の大明土断について」、『東北大学東洋史論集』二、一九八六年）、同上「橋州郡県と土断」、『中国貴族制社会の研究』一九八七年）を参照。

(四) 谷川前掲書第一編第二章「慕容国家における君権と部族制」を参照。

(四一) 周一良「領民酋長与六州都督」（前掲周書所収）を参照。